



国 河 計 第 102号

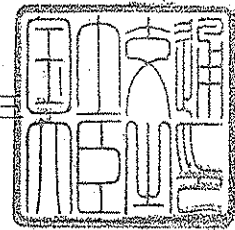
平 成 19年 1月 31日

社会資本整備審議会 会長

森下 洋一 殿

国土交通大臣

冬柴 鐵三



諮 問

下記について、御意見を承りたい

記

中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について

## 1. 諮問事項

中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について

## 2. 諮問の趣旨

近年、集中豪雨等は増加傾向にあり、全国各地において水害・土砂災害が頻発している。一方、治水投資は年々抑制され、その相当部分は現に被災した河川や溪流等への対応に追われている状況にある。その結果、予防的対策が十分に行われず、円山川の破堤に見られるような激甚な被害が発生している。

これまで、ダムや連続的な堤防や砂防えん堤等のハード整備は着実に進められ、ハザードマップの整備や洪水時の情報提供、土砂災害のおそれのある区域での開発抑制などのソフト対策も次第に充実してきた。しかしながら、未だに激甚な災害が発生する状況に鑑みると、投資の徹底した重点化や多様な整備手法の導入など、治水対策の思い切った転換が必要となっている。さらに、整備手法やその行程を明確化し、計画的な事業の実施により、住民にとってよりわかりやすい手法の導入が求められている。

また、河川には地域のにぎわいの核として、動植物の生育・生息の場や美しい景観を織りなす空間として、その機能を保全・回復させる期待が高まっている。

このような状況を踏まえ、今後とも財政制約は続くと思込まれるなか、今後の治水施設の効果的・効率的な整備の行程を描くための基本的な考え方について、下記の観点から社会資本整備審議会において議論するものである。

- 災害が多発するなかで、戦略的かつ計画的な事業など、災害を未然に防ぐ予防的対策への投資のあり方
- ハード整備とソフト対策の役割分担のあり方
- 施設のストックが増加し、更新需要が急激に高まる中で、守るべき維持管理水準と効率的な維持更新のあり方



国社整審第16号

平成19年1月31日

河川分科会

分科会長 西谷 剛 殿

社会資本整備審議会

会長 森下 洋



中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について（付託）

平成19年1月31日付国河計第102号により当審議会に意見を求められた「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。